

基本判例超概要

特許権の国内消尽、国際消尽 『BBS事件』

【事件番号】平成7(才)1988

【裁判年月日】平成9年7月1日

【法廷】最高裁判所第三小法廷

【判決の概要】

- ・日本国内において特許権者等が特許実施品を譲渡した場合には、**権利が消尽し**、その後の行為に対して特許権の効力は及ばない。
- ・国外において特許権者等が特許実施品を譲渡した場合には、原則として**黙示の許諾**があったから、国内でも、その製品に対して権利行使はできない。

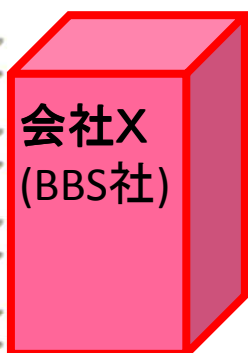


八木澤コメント:

国内と国外で理由は違っても、基本的に、契約して購入したその物が、権利侵害になることはありません。

1

事実関係の概要



会社X
(BBS社)

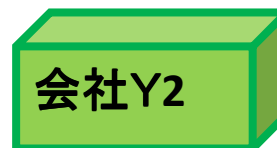
ドイツ特許



ドイツ

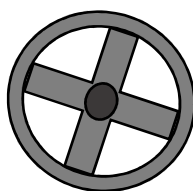


販売

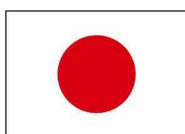


会社Y2

(ジャップオート社)



自動車用アルミホイールBBS・RS



日本

輸入



会社X

日本特許



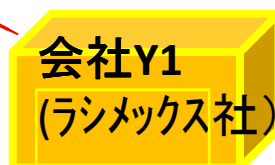
権利行使



会社Y2



販売



会社Y1

(リシメックス社)


2

最高裁判所の判断、概説

前提としての判断：国内消尽

日本特許の特許権者や実施権者が、日本国内で特許製品を譲渡した場合には、その特許製品についての特許権は使い尽くされたのであるから、その後の行為にはその効力は及ばない。

- ・発明の保護といっても、社会公共の利益との調和が必要である。
- ・一般的に言って、譲渡人は、譲渡するときに、権利行使されないことを含めてすべての権利を譲渡し人に移転するものである。
- ・そうでなければ、商品の自由な流通が阻害される。
- ・特許権者は、譲渡するときに、必要な代償を得る機会が保障されていたので、不利益はない。譲渡後に、権利行使を認めると、一つの権利で二重に利得を得ることになる。

八木澤コメント：
特許権を踏まえて価格設定すればよいし、相手方も、まさか、物を買った相手方から権利行使されることはないと考えているはずですね。



国内では上記のとおりである！

最高裁判所の判断、超概説

外国での販売の場合：黙示の許諾


日本特許の特許権者や実施権者が、外国で特許製品を譲渡した場合には、原則として、その特許製品についての特許権の制限を受けずに支配する権利を黙示的に授与したと理解できるから、その後の行為には権利行使できない。

- ・外国でも、譲渡人は、譲渡するときに、権利行使されないことを含めてすべての権利を譲渡し人に移転するものである。
- ・特許権者は、外国で譲渡するときに、日本での権利行使の権利を保留できるから、不利益はない。権利行使の保留は、直接の相手方にはその旨の合意、第三者には製品に明示すればよい。



外国でも結論は同じである！

八木澤コメント：

 日本の特許権も考慮して、外国での価格設定できるというのは微妙と思いますが、相手方も、通常は、外国で物を買った相手方から日本で権利行使されることはないと考えているはずですね。

4

最高裁判所の判断、超概説

その他の論点についての判断

- ・外国で、日本特許の特許権者から直接譲渡された場合だけではなくて、小会社や関連会社等、特許権者と同視し得る者から譲渡された場合も同様である。
- ・外国に、日本特許の対応特許があるか否かによって異なるものではない。



パリ条約は、本
事案には関係
ない。



八木澤コメント:

最高裁判所は、本事案と異なる条件についても判断しています。外国で対応特許がない場合と、日本特許の特許権者以外からの譲渡の場合です。並行輸入は違法ではないというのが基本的な考えで、結論は同じですね。

5

並行輸入についての随想

- ・商標については、パーカー事件以来、いわゆる、真正品の並行輸入は違法ではないとされている。出所表示、品質保証という商標の機能が害されないという理由である。そして、商標には、「消尽」という概念はなじまないから、「実施的違法性を欠く」という言い方になる。
- ・蛇足であるが、特許や意匠は、年月が経つに連れて価値が低くなるが、商標はその逆である点は興味深い。
- ・判例は、ドイツで販売する場合でも、日本への輸出を踏まえて価格設定できるというのであるが、現実には、その国ごとの相場があるから、難しいであろう。高裁判決が内外価格差に言及しているように、BBSは日本で高価格で販売し、高利益を得ていたのであろう。高裁判決は、内外価格差による暴利の独占を非難しているとも読めなくもなく、また、「国際消尽」という言葉を使用する積極性があり、興味深い。高裁の裁判長は、竹田稔氏。
- ・結局、並行輸入は、内外価格差の存在で発生するものであり、日本では、理屈はどうあれ、これを許容しているのである。そもそも、内外価格差は、貿易の原動力でもあるから、当然か・・・。

